

◆住居確保給付金◆

2年以内に離職し、お住まいのない人・賃貸住居等を失うおそれのある人で一定の条件に該当される人は、申請により住居確保給付金が支給されます

失業した方等が住まいを確保し、安心して就職活動を行っていただくため、一定の要件を満たす場合、申請により住居確保給付金として家賃（上限あり）が支給されます。また、生活相談サポーターによる支援も受けることができます。

支給には、下記のとおり様々な要件がありますので、まず、お問い合わせください。

主な申請条件（いずれの条件にも該当する方）

- ① 2年以内に離職したこと
- ② 申請時に65歳未満であること
- ③ 離職前に主たる生計維持者であったこと
- ④ 就労能力及び就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申込を行うこと又は現に行っていること
- ⑤ 住宅を喪失していること、又は家賃を払えず賃貸住宅等を喪失するおそれがあること
- ⑥ 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する人の収入の合計額が別表1の①に定める収入基準額であること
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する人の預貯金の合計が別表1の②に定める金額以下であること
- ⑧ 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居確保を目的とした類似の給付を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する人が受けていないこと
- ⑨ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する人のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

※別表1

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
①収入基準額（月額）	126,000円以下	185,000円以下	227,000円以下	269,000円以下	310,000円以下	352,000円以下
②資産要件	504,000円以下	780,000円以下	1,000,000円以下			

※7人世帯以上の人はお問い合わせください。

支給額・支給方法

○住居確保給付金は家賃月額分（共益費・管理費は対象外）で支給額は下記のとおりです。

世帯人数	支給額	基準額③	備考
単身世帯	家賃額－（月の収入額－84,000円）	42,000円	左記基準額③の金額と実際の家賃額と比較し低い方の額を上限とする。
2人世帯	家賃額－（月の収入額－130,000円）	55,000円	
3人世帯	家賃額－（月の収入額－172,000円）		
4人世帯	家賃額－（月の収入額－214,000円）		
5人世帯	家賃額－（月の収入額－255,000円）		
6人世帯	家賃額－（月の収入額－297,000円）		

※7人世帯以上の人はお問い合わせください。

- 支給方法は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みとなります。
- 支給期間は、原則3ヶ月とします。（下記①～③に規定する就職活動を誠実に継続していた場合には、申請により3ヶ月ごとに9ヶ月の範囲内で延長可能。）
- 支給期間中は、常用就職に向けた就職活動を行うとともに次のことを行っていただきます。
 - ① 毎月2回以上、公共職業安定所の、職業相談を受けること。
 - ② 毎月4回以上、生活相談サポーターによる面接等の支援を受けること。
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。



問合せ 八尾市生活支援相談センター
（八尾市役所 本館3階）

電話 924-3761 FAX 922-3786
Eメール yaojiritsu@yahoo.co.jp